

ソーラ・ヒーリング セミナー 受講申込規約

この規約（以下「本規約」）は、ソーラ・ヒーリング協会（以下「協会」）が実施するセミナー（以下「本講座」）について定めるものです。本講座の受講希望者は、あらかじめ本規約の内容を十分にご理解、ご了承頂いた上で、お申込みくださいますようお願いいたします。

第1章 総則

（適用）

第1条 本規約は、協会が実施するすべてのセミナーの受講者（以下「受講者」）が遵守すべき事項を定めたものです。

2 受講者は本規約に同意した上で、本講座の申込みを行うものとします。

第2章 セミナー等

（内容）

第2条 本講座は、協会監修の下、協会によって策定、管理され、協会又は協会の認定する認定インストラクターによって運営、実施されます。

（受講申込）

第3条 本講座への申込みは、協会所定の申込書を協会事務局宛に郵送し、これを行うものとします。

2 申込書等の不備、誤記、遅延等、もしくは本規約又は申込書等について、受講者による不知、誤認があった場合、これらに起因する受講者の不利益は受講者の責任とし、協会は責任を負いません。

3 18歳未満の方が本講座への申込みをする場合には、別途親権者の署名捺印のある同意書の提出を必要とします。

（受講料及び支払い方法）

第4条 本講座の受講料は、内容・時間等に応じて協会が定める料金表によります。

2 受講者は、本講座の受講料を、協会の指定する口座に振込み支払い、又は協会との合意の上、その他所定の方法で支払うものとします。なお、協会の指定する期日までに支払いがない場合、当該講座の申込みをキャンセルしたものとみなします。

3 本講座の受講料及び諸費用の支払いにかかる手数料及び協会から受講者へ返金等する際の手数料は、すべて受講者負担となります。但し、協会の責に帰すべき事由により、受講者が受講不能となった場合等、協会が、協会負担と認める場合はこの限りではありません。

4 本講座当日の遅刻・欠席・途中退席その他いかなる理由においても、受領済みの受講料は返金しません。但し、第5条（キャンセル等）の場合もしくは協会が特に認める場合はこの限りではありません。

（キャンセル等）

第5条 受講者は、本講座の申込みをキャンセルし、又は他の講座へ変更（以下「キャンセル等」）する場合は、協会に対しキャンセル等の申込みをする必要があります。

2 受講者が本講座開始日前又は以後にキャンセル等の申込みをした場合の取り扱いは、次の各号のとおりとします。

①キャンセルの申込みが本講座開始日の90日前までであった場合、

受講料の既支払分から、振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。

②キャンセル等の申込みが本講座開始日の89日～60日前までであった場合は50%、59日～31日前までであった場合は30%のキャンセル料が発生し、前号に準じてその差額分を返金いたします。

③キャンセル等の申込みが本講座開始の30日前以降であった場合は、受講料は返金いたしません。

④前各号のキャンセル料が、既支払分を超える場合、又は受講料未納の場合は別途受講者へ請求いたします。

⑤本条項の場合の協会が受講者へ返金する際の振込手数料は、受講者負担とします。又、キャンセル等の申込みは、申込み通知の到達により、その効力を生じます。

（受講契約の成立）

第6条 本講座の受講契約の成立は、協会が受講者の受講申込みを受理し、審査した後、受講者に対して本講座の受講概要等を電子メールにて発信したときとなります。

2 前項の成立は、当該講座の開講を保証するものではありません。協会は、別途定める最小開催人数に満たない場合、申込済みの受講者へ1週間前までに通知することにより講座の開講を中止することがあります。その場合、協会は受講料を全額返金するものとします。但し、受講者の交通費・宿泊費等その他の負担、及び当該中止で発生した損害について協会はその賠償の義務を負わないものとします。

（免責）

第7条 本講座は、受講者がある一定の知識や技術を習得すること、又は資格を習得することを保証するものではありません。

2 本講座で得たノウハウ、知識、技術・手法を受講者が利用する場合は、自己の判断と責任において行うものとし、その有効性、通用性、完全性、情報の正確性について、明示的であれ黙示的であれ、協会はいかなる責任を負うものではなく、保証をするものではありません。併せて、その利用に際して発生した受講者の損害について協会は一切の責任を負いません。

（貴重品等の管理・紛失）

第8条 受講者は、金銭その他貴重品及び所持品（以下「貴重品等」）を自己の責任において管理するものとします。

2 協会は、受講者の貴重品等の盗難・紛失・毀損・滅失等の被害について、それが施錠忘れなどの協会の過失に起因して生じたものであっても、故意である場合を除き、一切の責任を負いません。

第3章 情報及び権利の取扱い

（秘密情報等）

第9条 本規約の対象とする情報は、秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」）とします。

2 秘密情報とは、受講者が協会から提供された情報及び本規約に関連する情報であって、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上、その他有益な情報及び秘密とされるべき情報をいいます。但し、そのうち、協会が書面によって事前に承諾した情報については除外します。

3 個人情報とは、受講者が協会から提供された情報及び本規約に関連する情報、並びに協会関係者に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記

号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別ができない場合であっても他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます）をいいます。

（秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止）

第10条 受講者は、秘密情報等について、厳密に秘密を保持するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、又、本規約の目的以外に使用してはいけません。

2 前項に違反し、損害の発生が発覚した場合、損害を被った当事者は、損害賠償を受講者に対し請求することができます。

（知的財産権の取扱い）

第11条 本講座に係る秘密情報等その他一切の情報、本講座において受講者に提供される教材、文書、印刷物、ソフトウェアその他データに関する著作権、特許、商標、意匠、ノウハウ及びその他のすべての財産権（以下「本著作物等」）など、一切の権利は協会又は協会が許諾する第三者に帰属し、かつ受講者には移転しないものとします。

2 受講者は、本著作物等の内容を自己又は第三者の名をもってWEBサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信してはいけません。

3 受講者は、私的利用の範囲を超えて、本著作物等の内容を自己又は第三者の著作物等に掲載し、又は、複製・改変等をして第三者に配布するなどしてはいけません。

（肖像権の取扱い）

第12条 協会は、本講座の開催中、協会及び協会が指名した者が、画像及び動画を撮影することがあります。

2 前項で撮影した画像及び動画は次の各号の使用範囲で使用することがあり、使用する場合の使用地域・期限を限定しません。又、販売するか否かを問いません。

①協会及び協会が指名した者の発行する書籍や雑誌、又は記録物や報告書。

②協会及び協会が指名した者の発行する広告、印刷物。

③協会及び協会が指名した者が管理する Web サイト、ブログへの掲載、SNSなどへの投稿、YouTube等の動画配信。

④協会及び協会が指名した者が制作・放送する映像。

3 前項各号の使用範囲を超える場合は、協会は、事前に写っている受講者に確認を取るか受講者の顔を特定できない状態に加工します。

4 協会は、撮影した画像及び動画を選択・加工（拡大縮小、トリミング、色彩・解像度の変更、アートフィルターの適応等）することがあります。

5 受講者は本講座の受講に際し、本条項（肖像権の取扱い）の内容に同意するものとし、協会は、受講者の肖像権及びプライバシーの保護には十分配慮するものとします。

第4章 禁止事項及び損害賠償等

（禁止行為）

第13条 受講者は、次の各号に該当する行為をしてはいけません。なお、受講者が本条項に反した行為を行った場合、協会は、直ちに当該受講者との受講契約を解除することができ、受講修了認定を失効させ、当該受講者はその後の本講座の一切の受講資格を失います。又、協会に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することができます。

①協会又は協会関係者の財産、著作権その他の知的財産権を侵害し又は侵害するおそれのある行為。

②協会で得たノウハウ、知識、技術・手法を無断で改変、又は販売し、もしくは自身が開発したものであるかのように利用する行為。

③協会又は協会関係者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つける行為。

④本規約又は法令に違反し、又は違反するおそれのある行為。公序良俗に反する行為。

⑤本講座の受講申込書その他にて、協会に対し、虚偽の情報を提供する行為。

⑥協会の活動を妨害する等、協会の運営に悪影響を及ぼす行為。

⑦本講座の進行を妨げ、又はその他の受講者の迷惑となる行為。営業や宗教等の勧誘をするなど、協会が不適切と判断する行為。

⑧協会の許可を得ることなく、録音、録画、撮影その他いかなる方法又は媒体を用いるかを問わず、本講座の内容又はその様子を記録する行為。

⑨その他前各号に準ずる行為。

2 前項前段の規定により、受講契約の終了が確定した場合、当該受講者は協会に対して未処理役務の提供を請求できません。又、受講料の返金もいたしません。

（損害賠償）

第14条 受講者の責に帰すべき事由により本規約に定めた内容が守られず協会が損害を受けた場合は、その損害賠償を受講者に請求できるものとします。

（譲渡の禁止）

第15条 受講者は、本講座の受講契約から生ずる権利を第三者に譲渡する事ができません。又、受講者が死亡した場合、受講資格及び受講修了認定は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

第5章 不可抗力免責その他

（不可抗力免責）

第16条 次の各号に定める不可抗力に起因して本講座の開講が遅滞もしくは不履行となったときは、協会は、その責めを負わないものとします。

①天災地変等の自然災害暴動

②内乱、戦争、労働争議等

③法令の制定改廃

④行政庁等による命令処分

⑤交通機関の事故等

⑥その他の非常事態

2 前項の事態が発生したときは、協会は、受講者に直ちにその旨を伝え、知り得る情報及び代替措置を講ずる場合はその旨を通知するものとします。

（協議）

第17条 本規約に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた条項については、当事者間で誠意をもって協議し処理解決するものとします。

（準拠法及び合意管轄）

第18条 本規約は日本国法により解釈され、本規約に関して紛争が生じた場合は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、平成28年1月1日をもって発行し同日施行致します。

